

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 8 月28日
【会社名】	株式会社インテリックスホールディングス（注）1
【英訳名】	I N T E L L E X H O L D I N G S C o . , L t d . （注）1
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 俊成 誠司（注）1
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町 3 番 2 号（注）1
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 中拂 一成
【最寄りの連絡場所】	株式会社インテリックス 東京都渋谷区桜丘町 3 番 2 号
【電話番号】	株式会社インテリックス 03-6809-0933
【事務連絡者氏名】	株式会社インテリックス 取締役執行役員 中拂 一成
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	12,219,027,544円（注）2
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

（注）1．本届出書提出日現在におきましては、株式会社インテリックスホールディングス（以下「当社」といいます。）は未設立であり、2025年12月1日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。

（注）2．本届出書提出日現在において未確定であるため、株式会社インテリックス（以下「インテリックス」といいます。）2025年5月31日現在における株主資本の額（簿価）を記載しております。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年8月26日に開催されたインテリックスの第30回定時株主総会において株式移転計画が承認されたこと、インテリックスが2025年8月26日付で関東財務局長に有価証券報告書を提出したこと並びにインテリックスが2025年8月28日付で関東財務局長に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を提出したことに伴い、2025年8月8日に提出いたしました有価証券届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該事項その他一部訂正を要する箇所を併せて訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。また、インテリックスの定時株主総会議事録の写しを添付書類として追加いたします。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集事項

1 新規発行株式

第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報

第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要

- 1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等
- 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等
- 7 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利
- 8 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続

第2 統合財務情報

第三部 企業情報

第1 企業の概況

2 沿革

第2 事業の状況

- 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- 2 サステナビリティに関する考え方及び取組
- 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
- 5 経営上の重要な契約等
- 6 研究開発活動

第3 設備の状況

- 1 設備投資等の概要
- 2 主要な設備の状況

第4 提出会社の状況

- 4 コーポレート・ガバナンスの状況等
(4) 役員の報酬等

第5 経理の状況

第五部 組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項

- (1) 組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類
有価証券報告書及びその添付書類
半期報告書
臨時報告書

(添付書類の追加)

インテリックスの定時株主総会議事録の写し

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	8,932,100株 (注)1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。 (注)4

(注)1．普通株式は、2025年6月27日に開催されたインテリックスの取締役会の決議（株式移転計画の作成承認及び定時株主総会への付議）及び2025年8月26日開催予定のインテリックスの定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づいて行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定であります。

(後略)

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	8,932,100株 (注)1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。 (注)4

(注)1．普通株式は、2025年6月27日に開催されたインテリックスの取締役会の決議（株式移転計画の作成承認及び定時株主総会への付議）及び2025年8月26日に開催されたインテリックスの定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づいて行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定であります。

(後略)

第二部【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】

第1【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】

1【組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等】

（訂正前）

（前略）

2．提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

（1）提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

（省略）

提出会社の企業集団の概要

（前略）

インテリックスは、2025年8月26日開催予定の定時株主総会による承認を前提として、2025年12月1日（予定）をもって、本株式移転により株式移転完全親会社たる当社を設立することにしております。

当社設立後の、当社とインテリックスの状況は以下のとおりであります。

（後略）

（訂正後）

（前略）

2．提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

（1）提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

（省略）

提出会社の企業集団の概要

（前略）

インテリックスは、2025年8月26日に開催された定時株主総会において承認をされた株式移転計画に基づき、2025年12月1日（予定）をもって、本株式移転により株式移転完全親会社たる当社を設立することにしております。

当社設立後の、当社とインテリックスの状況は以下のとおりであります。

（後略）

3【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等】

（訂正前）

1．組織再編成に係る契約の内容の概要

インテリックスは、同社の定時株主総会による承認を前提として、2025年12月1日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、インテリックスを株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を2025年6月27日開催のインテリックスの取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、インテリックスの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。本株式移転計画においては、2025年8月26日に開催予定のインテリックスの定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されております（詳細につきましては、後記「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

2．株式移転計画の内容

（省略）

（訂正後）

1．組織再編成に係る契約の内容の概要

インテリックスは、同社の定時株主総会による承認を前提として、2025年12月1日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、インテリックスを株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を2025年6月27日開催のインテリックスの取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、インテリックスの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。本株式移転計画は、2025年8月26日に開催されたインテリックスの定時株主総会において、承認可決されました。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されております（詳細につきましては、後記「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

2．株式移転計画の内容

（省略）

7【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

（訂正前）

1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使について

インテリックスの株主が、その所有するインテリックスの普通株式につき、インテリックスに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2025年8月26日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をインテリックスに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、インテリックスが上記定時株主総会の決議の日（2025年8月26日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

インテリックスの株主による議決権の行使の方法としては、2025年8月26日開催予定のインテリックスの定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、インテリックスの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、インテリックスに提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、インテリックスに2025年8月25日午後6時までに到達するように返送することが必要となります。

（後略）

組織再編成によって発行される株式の受取方法

（省略）

2．組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

（省略）

（訂正後）

1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使について

インテリックスの株主が、その所有するインテリックスの普通株式につき、インテリックスに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2025年8月26日に開催された定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をインテリックスに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、インテリックスが上記定時株主総会の決議の日（2025年8月26日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

インテリックスの株主による議決権の行使の方法としては、2025年8月26日に開催されたインテリックスの定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、インテリックスの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、インテリックスに提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、インテリックスに2025年8月25日午後6時までに到達するように返送することが必要となります。

（後略）

組織再編成によって発行される株式の受取方法

（省略）

2．組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

（省略）

8【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続】

（訂正前）

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、インテリックスは、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項、インテリックスの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、インテリックスの本店において2025年8月11日よりそれぞれ備え置く予定であります。

（後略）

2．株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

定時株主総会基準日	2025年5月31日（土）
株式移転計画承認取締役会	2025年6月27日（金）
株式移転計画承認定時株主総会	2025年8月26日（火）（予定）
インテリックス株式上場廃止日	2025年11月27日（木）（予定）
当社設立登記日（効力発生日）	2025年12月1日（月）（予定）
当社株式上場日	2025年12月1日（月）（予定）

ただし、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により日程を変更する場合があります。

3．組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

普通株式について

インテリックスの株主が、その所有するインテリックスの普通株式につき、インテリックスに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2025年8月26日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をインテリックスに通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、インテリックスが、上記定時株主総会の決議の日（2025年8月26日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

新株予約権について

（省略）

（訂正後）

1．組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、インテリックスは、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項、インテリックスの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、インテリックスの本店において2025年8月11日よりそれぞれ備え置いております。

（後略）

2．株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

定時株主総会基準日	2025年5月31日（土）
株式移転計画承認取締役会	2025年6月27日（金）
株式移転計画承認定時株主総会	2025年8月26日（火）
インテリックス株式上場廃止日	2025年11月27日（木）（予定）
当社設立登記日（効力発生日）	2025年12月1日（月）（予定）
当社株式上場日	2025年12月1日（月）（予定）

ただし、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により日程を変更する場合があります。

3．組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法
普通株式について

インテリックスの株主が、その所有するインテリックスの普通株式につき、インテリックスに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2025年8月26日に開催された定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をインテリックスに通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、インテリックスが、上記定時株主総会の決議の日（2025年8月26日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

新株予約権について

（省略）

第2【統合財務情報】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編対象会社であるインテリックスの主要な連結経営指標等は以下のとおりであります。これらインテリックスの連結経営指標等は、当社に反映されるものと考えられます。ただし、インテリックスの連結経営指標等のうち2025年5月期については、有価証券報告書の提出前であり、金融商品取引法上の監査証明は受けておりません。

インテリックスの連結経営指標等

回次	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期 (参考)
決算年月	2021年5月	2022年5月	2023年5月	2024年5月	2025年5月
売上高 (千円)	41,074,272	36,139,887	41,236,815	42,702,249	44,793,776
経常利益 (千円)	1,926,358	1,061,437	239,355	607,787	2,166,922
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,127,834	643,447	100,782	414,164	1,667,290
包括利益 (千円)	1,126,611	621,185	148,315	441,093	1,668,220
純資産額 (千円)	11,586,387	11,978,911	11,774,467	11,872,649	13,621,947
総資産額 (千円)	36,296,299	40,932,530	45,629,982	40,710,816	52,663,315
1株当たり純資産額 (円)	1,351.77	1,381.47	1,403.89	1,479.04	1,650.38
1株当たり当期純利益金額 (円)	131.88	74.55	11.65	50.04	206.54
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	31.9	29.2	25.8	29.1	25.4
自己資本利益率 (%)	10.2	5.5	0.8	3.5	13.2
株価収益率 (倍)	5.9	8.1	45.9	11.0	4.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	10,153,896	3,896,661	930,748	8,861,130	5,931,597
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	4,481,629	3,183,097	2,851,754	3,116,775	2,899,698
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	4,381,987	5,300,967	4,313,578	5,788,745	9,385,072
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	5,982,108	4,203,316	4,734,391	4,690,001	5,243,779
従業員数 (人)	325	327	342	319	311

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第27期の期首から適用しており、第27期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編対象会社であるインテリックスの主要な連結経営指標等は以下のとおりであります。これらインテリックスの連結経営指標等は、当社の連結経営指標等に反映されるものと考えられます。

インテリックスの連結経営指標等

回次	第26期	第27期	第28期	第29期	第30期
決算年月	2021年 5 月	2022年 5 月	2023年 5 月	2024年 5 月	2025年 5 月
売上高 (千円)	41,074,272	36,139,887	41,236,815	42,702,249	44,793,776
経常利益 (千円)	1,926,358	1,061,437	239,355	607,787	2,166,922
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,127,834	643,447	100,782	414,164	1,667,290
包括利益 (千円)	1,126,611	621,185	148,315	441,093	1,668,220
純資産額 (千円)	11,586,387	11,978,911	11,774,467	11,872,649	13,621,947
総資産額 (千円)	36,296,299	40,932,530	45,629,982	40,710,816	52,663,315
1株当たり純資産額 (円)	1,351.77	1,381.47	1,403.89	1,479.04	1,650.38
1株当たり当期純利益金額 (円)	131.88	74.55	11.65	50.04	206.54
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	31.9	29.2	25.8	29.1	25.4
自己資本利益率 (%)	10.2	5.5	0.8	3.5	13.2
株価収益率 (倍)	5.9	8.1	45.9	11.0	4.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	10,153,896	3,896,661	930,748	8,861,130	5,931,597
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	4,481,629	3,183,097	2,851,754	3,116,775	2,899,698
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	4,381,987	5,300,967	4,313,578	5,788,745	9,385,072
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	5,982,108	4,203,316	4,734,391	4,690,001	5,243,779
従業員数 (人)	325	327	342	319	311
(外、平均臨時雇用者数)	(32)	(36)	(40)	(41)	(42)

（注）１．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第27期の期首から適用しており、第27期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

2【沿革】

（訂正前）

- 2025年6月27日 インテリックスの取締役会において、インテリックスの単独株式移転による持株会社「株式会社インテリックスホールディングス」の設立を内容とする「株式移転計画書」の内容を決議
- 2025年8月26日 インテリックスの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、インテリックスがその完全子会社となることについて決議（予定）
- 2025年12月1日 インテリックスが単独株式移転の方法により当社を設立（予定）
当社普通株式を東京証券取引所スタンダード市場に上場（予定）

なお、当社の完全子会社となるインテリックスの沿革につきましては、インテリックスの有価証券報告書（2024年8月27日提出）をご参照ください。

（訂正後）

- 2025年6月27日 インテリックスの取締役会において、インテリックスの単独株式移転による持株会社「株式会社インテリックスホールディングス」の設立を内容とする「株式移転計画書」の内容を決議
- 2025年8月26日 インテリックスの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、インテリックスがその完全子会社となることについて決議
- 2025年12月1日 インテリックスが単独株式移転の方法により当社を設立（予定）
当社普通株式を東京証券取引所スタンダード市場に上場（予定）

なお、当社の完全子会社となるインテリックスの沿革につきましては、インテリックスの有価証券報告書（2025年8月26日提出）をご参照ください。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるインテリックスの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等につきましては、同社の有価証券報告書（2024年8月27日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるインテリックスの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等につきましては、同社の有価証券報告書（2025年8月26日提出）をご参照ください。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるインテリックスのサステナビリティに関する考え方及び取組につきましては、同社の有価証券報告書（2024年8月27日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるインテリックスのサステナビリティに関する考え方及び取組につきましては、同社の有価証券報告書（2025年8月26日提出）をご参照ください。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるインテリックスの経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、同社の有価証券報告書（2024年8月27日提出）及び半期報告書（2025年1月14日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるインテリックスの経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、同社の有価証券報告書（2025年8月26日提出）をご参照ください。

（訂正前）

5【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるインテリックスにおいても、該当事項はありません。

（後略）

（訂正後）

5【重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるインテリックスの重要な契約等につきましては、同社の有価証券報告書（2025年8月26日提出）をご参照ください。

（後略）

6【研究開発活動】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるインテリックスの研究開発活動につきましては、同社の有価証券報告書（2024年8月27日提出）及び半期報告書（2025年1月14日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるインテリックスの研究開発活動につきましては、同社の有価証券報告書（2025年8月26日提出）をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

（訂正前）

- (1) 当社の状況
（省略）

- (2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるインテリックスの設備投資等の概要につきましては、同社の有価証券報告書（2024年8月27日提出）をご参照ください。

（訂正後）

- (1) 当社の状況
（省略）

- (2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるインテリックスの設備投資等の概要につきましては、同社の有価証券報告書（2025年8月26日提出）をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

（訂正前）

- (1) 当社の状況
（省略）

- (2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるインテリックスの主要な設備の状況につきましては、同社の有価証券報告書（2024年8月27日提出）をご参照ください。

（訂正後）

- (1) 当社の状況
（省略）

- (2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるインテリックスの主要な設備の状況につきましては、同社の有価証券報告書（2025年8月26日提出）をご参照ください。

第4【提出会社の状況】

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（訂正前）

当社は、いわゆるテクニカル上場により2025年12月1日より東京証券取引所スタンダード市場に上場する予定であり、これに伴い、同日までに本株式移転により当社の完全子会社となるインテリックスと同水準のコーポレート・ガバナンスを構築していく予定であります。

なお、当社の完全子会社となるインテリックスのコーポレート・ガバナンスの状況については、同社の有価証券報告書（2024年8月27日提出）をご参照ください。

（後略）

（訂正後）

当社は、いわゆるテクニカル上場により2025年12月1日より東京証券取引所スタンダード市場に上場する予定であり、これに伴い、同日までに本株式移転により当社の完全子会社となるインテリックスと同水準のコーポレート・ガバナンスを構築していく予定であります。

なお、当社の完全子会社となるインテリックスのコーポレート・ガバナンスの状況については、同社の有価証券報告書（2025年8月26日提出）をご参照ください。

（後略）

（4）【役員の報酬等】

（訂正前）

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について、今後策定する予定であります。

役員の報酬等は、株主総会の決議でその限度額を定め、具体的な報酬等の額については、取締役については取締役会にて決定し、監査役については、監査役の協議により決定するものとする予定であります。

また、取締役の報酬等の決定に際しては、指名報酬委員会での審議、答申を経ることで、その透明性及び客観性の確保に努めてまいります。

当社の役員の報酬等は、基本報酬と業績連動報酬（賞与及び株式報酬）で構成される予定であります。

なお、当社の設立の日から2026年5月末日で終了する事業年度にかかる定時株主総会終結の時までの報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、2025年8月26日開催予定のインテリックスの定時株主総会にて承認される前提で、取締役については年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とし、監査役については年額50百万円以内とする予定であります。

（後略）

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

（省略）

提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

（省略）

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲

（省略）

（訂正後）

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について、今後策定する予定であります。

役員の報酬等は、株主総会の決議でその限度額を定めたうえで、具体的な報酬等の額については、取締役については取締役会にて決定し、監査役については、監査役の協議により決定するものとする予定であります。

また、取締役の報酬等の決定に際しては、指名報酬委員会での審議、答申を経ることで、その透明性及び客観性の確保に努めてまいります。

当社の役員の報酬等は、基本報酬と業績連動報酬（賞与及び株式報酬）で構成される予定であります。

なお、当社の設立の日から2026年5月末日で終了する事業年度にかかる定時株主総会終結の時までの報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、2025年8月26日に開催されたインテリックスの定時株主総会にて承認され、取締役については年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とし、監査役については年額50百万円以内といたします。

（後略）

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

（省略）

提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

（省略）

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲

（省略）

第5【経理の状況】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるインテリックスの経理の状況につきましては、同社の有価証券報告書（2024年8月27日提出）及び半期報告書（2025年1月14日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるインテリックスの経理の状況につきましては、同社の有価証券報告書（2025年8月26日提出）をご参照ください。

第五部【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

（1）【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

（訂正前）

事業年度（第29期）（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）2024年8月27日 関東財務局長に提出。

（訂正後）

事業年度（第30期）（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）2025年8月26日 関東財務局長に提出。

【半期報告書】

（訂正前）

（第30期中）（自 2024年6月1日 至 2024年11月30日）2025年1月14日 関東財務局長に提出。

（訂正後）

該当事項はありません。

【臨時報告書】

（訂正前）

の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（2025年8月8日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2024年8月27日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書

2025年2月28日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書

2025年6月27日関東財務局長に提出

（訂正後）

の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（2025年8月28日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2025年8月28日関東財務局長に提出